

文京区屋外スポーツ施設利用者登録手続き

1. 登録条件

- ・ 常時スポーツ活動を行っている団体であること。
- ・ 規定人数以上の構成員がいること
- ・ 構成員全員が都内在住・在勤・在学であること。
- ・ 口座振替での料金のお支払が可能であること。(窓口利用者団体は不要)
- ・ 目白台運動公園(多目的広場およびフットサルコート)の団体登録がないこと。

	小石川運動場	六義公園運動場	後楽公園少年野球場
規定人数	サッカー:13名 軟式野球・ソフトボール:10名 その他種目:15名	サッカー:13名 野球・ソフトボール:10名	野球・ソフトボール:10名
利用可能種目	サッカー、軟式野球(中学生以上)、ソフトボール(中学生以上)、ラグビー練習、アメフト練習、ラクロス練習	サッカー(中学生以下)、軟式野球(中学生以下)・ソフトボール、運動会	軟式野球(小学生のみ) ソフトボール練習
構成員	大学生以上の 実際にプレーをされる方 ※少年スポーツ団体及び高校生・中学生団体は、代表者が責任のとれる20歳以上の大人と指導者3名以上、実際にプレーされるお子様	代表者が責任のとれる20歳以上の大人と実際にプレーをされる方 ※少年スポーツ団体・中学生団体は、代表者が責任のとれる20歳以上の大人と指導者3名以上、実際にプレーされるお子様	代表者が責任のとれる20歳以上の大人と実際にプレーをされる方 ※少年スポーツ団体は、代表者が責任のとれる20歳以上の大人と指導者3名以上、実際にプレーされるお子様

2-1. 登録に必要なもの(優先団体・一般団体)

- ① 文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書
 - ② 構成員名簿
 - ③ 構成員全員の区内または都内在住・在勤・在学を証明できるものの写し(住民票・運転免許証・保険証・学生証など)
 - ④ 口座振替依頼書
 - (1) 必要事項を記入し、届出印と金融機関の承認印のあるもの。(ゆうちょ銀行以外)
 - (2) ゆうちょ銀行の場合は必要事項を記入し、通帳またはキャッシュカードと届出印をご持参ください。
(※ゆうちょ銀行の場合は申請から初回口座振替まで1~2ヶ月程度かかりますので予めご了承ください。)
 ※口座名義人は、代表者でなくても問題はありませんが、団体名義もしくは構成員の方に限ります。
 - ⑤ 体育施設団体登録票
 - ⑥ 団体活動内容を確認出来る証(登録ウェブサイト、チームユニフォームのカラー写真、大会参加のプログラムなど。)
- ※ 必要書類は小石川運動場窓口で配布します。
※ 登録は代表者本人が窓口にお越しください。家族・メンバー等による代理申請は受付できません。

2-2. 登録に必要なもの(窓口利用者団体)

- ① 窓口利用者登録申請書
 - ② 代表者の都内在住・在勤・在学を証明できるものの写し(住民票・運転免許証・保険証・学生証など)
- ※ 必要書類は小石川運動場窓口で配布します。
※ 登録は代表者本人が窓口にお越しください。家族・メンバー等による代理申請は受付できません。

3. 登録区分

	小石川運動場	六義公園運動場	後楽公園少年野球場
優先団体	構成員全員が 区内在住または在勤の団体	区内在住・在勤者で構成された 中学生以下が主な構成員の 少年スポーツ団体	区内在住・在勤者で構成された 文京区の少年野球チーム
一般団体	構成員全員が 都内在住、在勤、在学の団体 ※学生団体は一般団体となります	構成員全員が 都内在住・在勤・在学者で 構成された団体	設定なし
窓口利用者団体	構成員全員が 都内在住、在勤、在学の団体	構成員全員が 都内在住、在勤、在学の団体	構成員全員が 区内在住・在勤の 少年野球・ソフトボールの団体

別紙

4. 受付時間（9:00～20:00）

- ・ 小石川運動場窓口にて受付時間内に手続きを行って下さい。
必要書類の提出後、審査(1週間程度)を行い、登録が完了次第ご連絡させていただきます。
登録完了の連絡がありましたら、小石川運動場窓口で利用者証を受け取って下さい。
※ 利用者証の受け取りは代表者または連絡者のみとなります。
その際にご本人確認をさせていただきますので身分証をご持参下さい。送付などは出来ません。

5. 登録不可条件

- ・ 目白台運動公園(多目的広場およびフットサルコート)に団体登録があるとき
もしくは目白台運動公園(多目的広場およびフットサルコート)の登録団体の構成員と一人でも重複するとき。
- ・ 構成員が他の登録団体の構成員と一人でも重複するとき。
- ・ 書類の記載内容が事実と異なるとき。
- ・ 架空の団体。
- ・ 営利目的の団体。
- ・ インターネットで参加者を募集する団体。
- ・ 当日会費を徴収する団体。

6. 登録内容の変更

- ・ 登録事項に変更が生じた場合は小石川運動場窓口にて変更手続きを行ってください。
変更届は「文の京」施設予約ねっとからプリントアウトしていただくか小石川運動場窓口にて配布します。
変更手続きは、原則として登録されている代表者のみ行えます。
やむを得ない理由の場合、委任状をお持ちいただければ登録構成員の方でも手続き可能です。
※ 委任状は登録されている構成員の方のみ使用可。

7. 登録の抹消

- 以下に該当する団体は登録を抹消させていただきます。
- ・ 上記5の事項に該当することが明らかになったとき。
 - ・ 重複登録が明らかになったとき。
 - ・ 公益を害すると認められたとき。
 - ・ 頻繁に無断キャンセルをしたとき。
 - ・ 金額の大小に関わらず営利と思われる行為を行ったとき。
 - ・ 代表者、その他登録事項に変更があるにもかかわらずその届出を怠ったとき。
 - ・ 登録種目以外の使用をしたとき。
 - ・ 使用権を譲渡したとき。(又貸し行為)
 - ・ その他管理上支障があると認めたとき。